

## 特定建設作業の規制基準

作業の種類	敷地境界線における騒音の大きさ	敷地境界線における振動の大きさ	時間	期間		休日
				時間	日	
くい打機、くい抜機、 くい打くい抜機	85デシベル	75デシベル	午後7時から翌日7時の間行わないこと	1日10時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと	日曜日その他の休日（祝祭日）に行わないこと
びょう打機 インパクトレンチ						
さく岩機						
空気圧縮機		75デシベル				
コンクリートプラント アスファルトプラント						
鋼球を使用して建築物 その他の工作物を破壊 する作業						
舗装版破碎機						
ブレーカー						
ブルドーザー パワーショベル バックホウ その他の整地機または 掘削機		75デシベル				
振動ローラー						

災害その他の非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命または身体に対する危険を防止するために特に当該建設作業を行う必要がある場合における、当該特定建設作業に係る騒音、振動の時間、期間、休日の規制は、この限りではない。

## 特定建設作業実施の注意事項

次の点に注意し、工事による問題の未然防止に万全を期して下さい。

- (1) 工事施工者において、できるだけ広い範囲の住民に対し、事前に十分工事の概要を説明しておくこと。
- (2) 特定建設作業のおこなわれる場所をシート等でおおい、騒音、振動、ばい煙、粉じん（砂ぼこり）の防止をはかり、工事物遮へいによる心理的効果を確保すること。
- (3) 工事着工前に、問題の起こりやすい住宅の内部や外部を写真撮影し、補償問題が起きたときの資料を整えておくことが望ましい。
- (4) 騒音、振動のみならず、ばい煙、粉じん（砂ぼこり）、土砂のこぼれ、工事用車両の駐車、破壊箇所、の修繕などについても十分注意すること。
- (5) くい打機やさく岩機の使用にあたっては、油圧式を使用するなど騒音や振動の低減を図ること。
- (6) 特定建設作業以外から発生する騒音、振動（コンクリートカッター、足場の設置・解体など）についても十分注意すること。

〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5

八千代市環境保全課 大気水質保全班

電話：047-483-1151（内線 2212・2213）